

○文部科学省令第二十八号
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

文部科学大臣 高木 義明

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 学校教育法第九條第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うものうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。